

財務諸表論

本試験問題

〔第一問〕問2 (2)

(2) 20X8年度末に発生したキャッシュフローの支払義務に基づき、引当金Aと引当金Bを設定する。それぞれの引当金について、20X9年度内に予想されるキャッシュフローは以下のとおりである。この時、20X8年度末の引当金Aについての(小問(1)における解答(a)による評価額と、20X8年度末の引当金Bについての(小問(1)における解答(b)による評価額とを答えなさい。なお、割引計算は必要ないこととする。

引当金A			
予想される支出額	80	100	120
発生確率	30%	40%	30%

引当金B		
予想される支出額	0	1,000
発生確率	90%	10%

〔第二問〕問1 (1)

「第二 損益計算書原則」

売上高は、①の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって()したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

()及び()は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各()項目とそれに関連する()項目とを損益計算書に②表示しなければならない。

「第三 貸借対照表原則」

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の③を基礎として計上しなければならない。

資産の()は、資産の種類に応じた④の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。()固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その()を各事業年度に配分し…(省略)…なければならない。

〔第二問〕問2 (1)

(1) 次の文章は、当該リース取引がいかなるファイナンス・リース取引に該当するのかを判定するためのプロセスを示したものである。空欄①から④に入る最も適切な用語を、【選択肢】の中から選び、その記号(ア～セ)を答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。

借手は貸手の計算利率を知り得ないため、追加借入利率5%を用いてリース料総額を現在価値に割り引くと、51,954千円となる。現在価値51,954千円÷①()千円=()%となり、現在価値基準の概ね90%をみたす。また、リース期間5年÷②()年=()%となり()基準の概ね75%をみたす。

当該取引には、所有権移転条項または③選択権は付与されていない。また特別仕様ではないため、当該取引は、④ファイナンス・リース取引と判定される。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第三問〕6

(3) 建物C(期末時点の帳簿価額:40,122千円)について、当期末において減損の兆候が認められた。当該資産から得られる割引前将来キャッシュ・フローの合計額が帳簿価額を下回ることから減損処理を行う。

なお、当該建物Cの今後の使用プランは複数あり、それぞれのプランに基づく将来キャッシュ・フロー及び生起する確率は以下のとおりである。

企業の選択肢	将来キャッシュ・フロー (使用及び処分合計)		生起する確率
	割引前	割引後	
プラン①	31,999千円	27,001千円	15%
プラン②	40,002千円	35,907千円	58%
プラン③	39,700千円	34,738千円	27%

① 当該資産の期末時点の正味売却価額:32,698千円

② 当社は、将来キャッシュ・フローの見積方法について、生起する可能性が最も高い単一の金額を見積る方法を採用している。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕3

3 次の文章は、「企業会計原則」の一部を抜粋したものである。これに関連する以下の各問に答えなさい。

資産の①は、資産の種類に応じた⑤によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その①を各事業年度に配分し、…(以下、省略)

●実力完成答練 第3回〔第二問〕4

4 上記下線部(B)に関して、ファイナンス・リース取引の具体的な判定基準として現在価値基準と経済的耐用年数基準の2つを設けている。これらのうち、原則的な判定基準の名称を指摘するとともに、その内容を簡潔に説明しなさい。

ズバリ的中!

〔第二問〕問 2 (2)

- (2) 所有権移転ファイナンス・リース取引と所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース資産の減価償却の考え方を異にする。所有権移転ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産と同一の方法により減価償却費を算定するが、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、原則として、リース資産の償却期間はリース期間とし、残存価額はゼロとして減価償却費を算定する。さらに、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、自己所有の固定資産とは異なる減価償却方法を選択することができる。
- このように所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却費の算定方法が所有権移転ファイナンス・リース取引の算定方法とは異なるのはなぜか、その理由を2つ述べなさい。

〔第三問〕問 1 6 (4)

- (4) 上記(3)の借入金金利変動リスクを低減するため、当期において次の金利スワップ契約を締結した。
- ・ 想定元本 240,000千円
 - ・ 返済条件 1年ごとに48,000千円を返済
 - ・ 金利の受渡日 半年ごとの前払いで、4月1日と10月1日
 - ・ 変動金利(交換) 6ヶ月TIBOR+0.3%
 - ・ 固定金利 0.8%
- 当該金利スワップは所定の条件を満たすことから、金利スワップの特例処理を採用する。なお、変動金利の収入については【資料1】の受取利息勘定に、また、固定金利の支出については【資料1】の支払利息勘定に暫定的に計上されたままである。

〔第三問〕問 1 7

- 7 社債に関する事項
- (1) 2019年2月1日に、私募債を次のとおり発行した。
- ・ 発行総額 80,000千円
 - ・ 発行価格 額面100円につき金100円
 - ・ 利率 年2.85%
 - ・ 利払方法 半年ごとの後払い
 - ・ 償還価額 金額100円につき金100円
 - ・ 償還方法 満期一括償還
 - ・ 償還期限 2024年1月31日
 - ・ 担保提供 土地218,300千円、建物126,588千円

〔第三問〕問 1 9

- 9 退職給付に関する事項
- (1) 当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。
- (2) 退職給付に係る期末自己都合要支給額は、当期末に34,736千円と算定された。当期中の退職給付の支払額824千円は、【資料1】の退職金勘定に計上されている。
- (3) 退職給付に関する引当計上額は、税効果会計上、将来減算一時差異として取り扱う。当該将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性は、【資料2】の「12 税効果会計に関する事項」に従う。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕6

- 6 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却費は、原則として、リース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとして算定する。その理由を説明しなさい。

●実力完成答練 第6回〔第三問〕10

- 10 借入金に関する事項
- 残高試算表の借入金は、新規事業計画の資金に充てるため、平成30年7月1日に変動金利の借入れを行ったものである。当社は同日に変動金利を固定金利に変換することを目的として、金利スワップ契約を締結した。金利スワップ及び対象となっている借入金は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、会計処理は特例処理(利息に加減)を行うものとする。平成30年12月31日の変動金利は1.8%、平成31年6月30日の変動金利は年2.2%であり、借入金に関する利息支払額は支払利息に、借入金に関する元本支払額及び金利スワップの純支払額は仮払金にそれぞれ計上されている。未払利息計算が未了であり、貸借対照表の表示にあたっては、未収利息と未払利息を相殺するものとする。

項 目	借入金	金利スワップ
契 約 日	平成30年7月1日	平成30年7月1日
(想定) 元本	500,000千円 毎年6月30日及び12月31日に 50,000千円を返済	500,000千円 毎年6月30日及び12月31日に 50,000千円を減額
金 利	変動金利	(受取) 変動金利 (支払) 年2.0%の固定金利
金利支払日	毎年6月30日と12月31日に後払い	毎年6月30日と12月31日に後払い

●実力完成答練 第6回〔第三問〕11

- 11 社債に関する事項
- 当社が平成28年4月1日に発行した社債の発行条件等は次のとおりである。
- (1) 額面総額：40,000千円
 - (2) 払込金額：35,200千円
 - (3) 償還日：平成32年3月31日
 - (4) クーボン利率：年1.6%
 - (5) 利払日：毎年3月31日
 - (6) 金利調整差額の償却方法：償却原価法による定額法

●実力完成答練 第4回〔第三問〕10

- 10 退職給付に関する事項
- (1) 当社は確定給付型の退職一時金制度を採用している。ただし、従業員数が300人未満であることから高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を引当計上する。
- (2) 退職給付に係る期末自己都合要支給額は、前期末では344,520千円、当期末では409,500千円である。当期中の退職給付の支払額6,795千円は、販売費及び一般管理費の雑費勘定として計上されている。

ズバリ的中!

〔第三問〕問 1 11

11 諸税金に関する事項

- (1) 消費税等について、【資料 2】の決算整理の未済事項を加味した結果、年税額が48,052千円と算定された。この年税額から【資料 1】の仮払金勘定に計上されている中間納付額32,859千円を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。

なお、仮受消費税等の合計額から仮払消費税等の合計額及び中間納付額を差し引いた金額と申告納付額との間に差異が生じる場合には、当該差額を雑収入又は雑損失として計上する。

- (2) 法人税等の年税額は、次のとおり算定された。この年税額から【資料 1】の仮払金勘定に計上されている中間納付額を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。また、事業税のうち資本割と付加価値割は外形標準課税のため、販売費及び一般管理費の区分に計上する。

種 別	年 税 額	中間納付額
法人税	5,148千円	1,170千円
住民税	890千円	202千円
事業税（所得割）	792千円	180千円
事業税（資本割）	1,050千円	525千円
事業税（付加価値割）	5,555千円	2,616千円

〔第三問〕問 3

【資料 3】キャッシュ・フロー計算書（一部抜粋）

（単位：千円）

	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
I (a) によるキャッシュ・フロー (b) 利益 減価償却費	(c)
II (d) によるキャッシュ・フロー 有形固定資産の売却による収入	(e)
III (f) によるキャッシュ・フロー	
IV (g) に係る換算差額	
V (g) の増減額	
VI (g) 期首残高	
VII (g) 期末残高	

●実力完成答練 第 1 回〔第三問〕12

12 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。
(2) 残高試算表の中間消費税等は消費税等の中間納付税額50,100千円である。なお、消費税等の確定納付額は53,625千円である。
(3) 法人税等について税額を計算した結果、次のとおり算定された。年税額から中間納付額を差し引いた金額を申告納付額として未払計上する。また、事業税（資本割及び付加価値割）については租税公課勘定で計上する。

なお、中間納付額は適切に計上されており、また、前期末に未払い計上した金額と納付額との間に過不足はなかった。

種 類	年 税 額	中 間 納 付 額
法 人 税	15,000千円	9,100千円
住 民 税	1,900千円	1,110千円
事業税	所 得 割	1,500千円
	資 本 割	2,400千円
	付加価値割	3,780千円
		2,080千円

●直前予想答練 第 3 回〔第三問〕設例 2

（単位：千円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	13,490
減価償却費	16,850
受取利息及び配当金	△6,450
営業外費用	3,210
売上債権の増加額	△6,000
たな卸資産の増加額	△ 300
仕入債務の減少額	△1,170
小 計	19,630
法人税等の支払額	△5,200
営業活動によるキャッシュ・フロー	14,430

スバリの的中!